

境港市議会政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助等を受けている団体の役員等への就任)

第2条 議員が、条例第4条第2項の規定に基づく報告をしようとするときは、異動報告書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の規定により報告があった場合、議長は、速やかに市議会ホームページ及び適切と認める方法により公表するものとする。

(審査の請求)

第3条 議員による審査請求代表者が、条例第7条第1項の規定に基づく審査請求を行おうとするときは、議員による審査請求書（様式第2号）を議長に提出するものとする。

2 市民による審査請求代表者が、条例第7条第2項の規定に基づく審査請求を行おうとするときは、市民による審査請求書（様式第3号）及び審査請求者署名簿（様式第3号の2）を添付して議長に提出するものとする。

3 前2項の審査請求書に添付する資料又は事実関係を記載した書面は、当該審査請求に係る事実を明確にし、かつ、具体的な内容でなければならない。

4 議長は、審査請求書及び添付書類等に不備があると認められるときは、審査請求者に対して、期間を定めて、その補正を求めることができる。

5 議長は、条例第7条第5項の規定に基づく当該審査請求の受理又は却下については審査請求受理（却下）通知書（様式第4号）により、議員による審査請求代表者又は市民による審査請求代表者に通知するものとする。

(除斥の議員名及び事件名の公表)

第4条 条例第6条第1項の規定に基づく除斥議員名及び事件名については、市議会本会議等での処理後、速やかに市議会ホームページ及び議長が適切と認める方法により公表するものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(被請求議員の弁明)

第6条 条例第11条第2項の規定により、審査会に対して弁明をしようとする被請求議員は、審査会に対してあらかじめその旨を申し出なければならない。また、書面により弁明をしようとするときは、会長が指定する期日までに、弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

(審査結果の公表)

第7条 条例第11条第4項の規定による審査の結果の概要、条例第12条第2項の規定

による弁明書の公表は、市議会ホームページ及び議長が適切と認める方法をもって行うものとする。

2 前項の規定による市議会ホームページへの掲載期間は、2箇月とする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

境港市議会議長 様

境港市議会議員 ㊟

異動報告書

境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号）第4条第2項及び境港市議会政治倫理条例施行規程第2条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 団 体 名	
2 役 職 名	
3 異 動 年 月 日	
4 異 動 種 目	
5 任 期	
6 報 酬 の 有 無	
7 その他特記事項	

境港市議会議長 様

議員による審査請求代表者

境港市議会議員

㊟

同

㊟

同

㊟

同

㊟

審査請求書

境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号）第7条第1項及び同条例施行規程第3条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を求める。

1 被審査議員名	
2 審査請求の対象となる事由	
3 審査請求の対象となる事由の内容等	

■添付書類 審査請求の対象となる事由を証する資料等

境港市議会議長 様

市民による審査請求代表者

住 所

氏 名

㊟

審査請求書

境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号）第7条第2項及び同条例施行規程第3条第2項の規定に基づき、次のとおり審査を求める。

1 被審査議員名	
2 審査請求の対象となる事由	
3 審査請求の対象となる事由の内容等	

- 添付書類（1）審査請求の対象となる事由を証する資料等
（2）審査請求者100人以上の名簿

様式第3号の2（第3条関係）

審査請求者署名簿

境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号）第7条第2項の規定により、調査請求の対象となる事由を証する資料を添付して、

（対象者の氏名） _____ に係る調査を請求するため、有権者の署名を求める。

なお、境港市議会議長が境港市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙管理人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意する。

※有権者であること の確認	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印

備考

- 1 番号は、一連番号を付すこと。
- 2 氏名は、自署すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

様

境港市議会議長



審査請求受理（却下）通知書

境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号）第7条第5項及び同条例施行規程第3条第5項の規定に基づき提出された審査請求について次のとおり決定したので通知する。

1 被審査議員名	
2 審査結果	
3 決定理由	